

島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通則)

1. 医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、市町村等（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）の設備整備事業

- (2) へき地巡回診療車（船）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業

ア. 市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業

イ. 県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業

- (3) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

- (4) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき、市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業

- (5) へき地医療拠点病院設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

- (6) 離島等患者宿泊施設設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

- (7) へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業

ア. 市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業

イ. 県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は県知事の判断に基づき事

業を実施する病院及び診療所の開設者が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業

（８）産科医療機関設備整備事業

平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関設備整備事業

（９）分娩取扱施設設備整備事業

平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う分娩取扱施設設備整備事業

（１０）解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき、市町村等、厚生労働大臣が適当と認める者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

（１１）実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成３０年３月３０日医政発０３３０第６号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、市町村等、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

（交付額の算定方法）

４．この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率	６下限額
へき療地所	医療機器整備費	１か所当たり 16,500 千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	２分の１	１品につき 250,000 円
へき地巡回診療車（船）	巡回診療車	１台当たり 1,426 千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	２分の２ （ただし、 ３．（２）アに該当するものにあつては ２分の１）	—
	巡回診療用雪上車	１台当たり 4,241 千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		—

	巡回診療船	1 隻当たり 9,081 千円 (中型の場合は 1 隻につき 24,982 千円)	巡回診療用船舶建造費 及び診療船に積載する 医療機械器具購入費		—
	歯科巡回診療車	1 台当たり 20,000 千円	歯科巡回診療用自動車 及び診療車に積載する 歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、 デジタル X 線装置、 オートクレープ、歯 科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		—
過定 疎診 地療 域所 等設 特備	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500 千円	過疎地域等特定診療所 として必要な医療機器 整備費	4 分の 3	1 品につき 75,000 円
遠 隔 医 療 設 備	遠隔医療設備整備費	1 か所当たり、次に 掲げる額の合計額 とする。 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598 千円 (2) 依頼側医療機関 14,198 千円 2 遠隔画像診断 及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390 千円 (2) 依頼側医療機関 14,855 千円 3 遠隔手術指導 5,580 千円	遠隔医療の実施に必要な コンピュータ及び付 属機器等の購入費	2 分の 1	1 か所につき 150,000 円

		4 オンライン診療装置 2,660 千円			
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	1 か所当たり 55,000 千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	2 分の 2	1 品につき 500,000 円
	歯科医療機器等整備費	1 か所当たり 27,500 千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		1 品につき 100,000 円
離島施設等患者宿泊	初度設備費	1 室当たり 233 千円 (ただし 8 室を上限とする。)	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	3 分の 2	—
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829 千円 (2) ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474 千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	2 分の 2 (ただし、3.(7)アに該当するものにあつては 2 分の 1)	—
	患者輸送艇	1 隻当たり 10,198 千円	患者輸送艇購入費		
	患者輸送用雪上車	1 台当たり 8,543 千円	患者輸送用雪上車購入費		
産科関係医療備	医療機器整備	1 か所当たり 17,035 千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1 品につき 100,000 円

分娩施設 取設備	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035 千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1 品につき 100,000 円
解剖断・等死 設備時画像	医療機器等整備費	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180 千円 2 解剖室等設備の場合 53,700 千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	2 分の 1	—
実践修 実手 手術機 手関 技設 向備 上	医療機器等整備費	1 か所当たり 71,191 千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	2 分の 1	—

（交付決定の下限）

5. 3 の事業について、4 により 1 品又は 1 か所につき算出された額が、4 の表の第 6 欄に定める下限額に満たない設備には、交付決定を行わないものとする。

（交付の条件）

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の 10% 以内の変更を除く。）を要する場合は、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに県知事に報告しその指示を受けなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保し、又は廃棄してはならない。

- (6) 県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (10) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 市町村が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(9)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(4)、(6)及び(9)中「県知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、(5)中「県知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(9)中「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と読み替えるものとする。
- (12) (11)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (14) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならな

い。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、第2号様式による申請書を別途定める期日までに、県知事に提出して行うものとする。
- (2) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月10日までにを行うものとする。

(概算払)

9. この補助金は、県知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

(実績報告)

10. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、事業完了後1か月以内（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を県知事に提出して行わなければならない。
- (2) 7に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

11. 県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(その他)

12. 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

1. この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
2. 昭和60年1月23日医第100号「島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱」は廃止する。
3. 平成5年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
2. 平成6年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

1. この要綱は、平成8年4月1日から適用する。
2. 平成7年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
2. 平成8年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
2. 平成9年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
2. 平成10年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成12年3月10日から適用する。
2. 平成10年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
2. 平成11年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成13年3月13日から適用する。
2. 平成12年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
2. 平成12年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
2. 平成13年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
2. 平成14年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
2. 平成15年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
2. 平成18年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
2. 平成20年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
2. 平成21年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
2. 平成24年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
1. この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
2. 平成25年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- (平成27年8月31日医第638号)
1. この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
2. 平成26年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- (平成29年9月1日医第927号)
1. この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
2. 平成28年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- (令和元年8月21日医第745号)
1. この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
2. 平成30年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- (令和2年11月16日医第1485号)
1. この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
2. 令和元年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- (令和4年1月18日医第1399号)

1. この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
2. 令和2年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
(令和5年1月31日医第1293号)
1. この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
2. 令和3年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
(令和5年2月15日医第1743号)
1. この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
2. 令和3年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
(令和5年11月20日医第1134号)
1. この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
2. 令和4年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
(令和6年11月25日医第1043号)
1. この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
2. 令和5年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
(令和7年11月12日医第1066号)
1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
2. 令和6年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。